

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	11	府省庁名 内閣府	
対象税目	<input type="checkbox"/> 個人住民税 <input type="checkbox"/> 法人住民税 <input checked="" type="checkbox"/> 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）            沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、駐留軍用地内の土地の先行取得に係る税制上の優遇措置（譲渡所得について5000万円の特別控除が適用される制度）</p> <p>・ 特例措置の内容            以下の国税要望に係る個人住民税、法人住民税、事業税への自動連動。  <input type="checkbox"/>譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長            （駐留軍用地返還まで ⇒ 所有者等への引渡しまで）  <input type="checkbox"/>土地の面積要件の緩和            （200㎡以上（※市町村条例等により100㎡以上までの範囲で引下げ可）⇒ 100㎡未満についても適用対象と            得るよう緩和）</p>		
〔関係条文〕	〔 地方税法第32条、第313条（個人住民税）、地方税法第23条、第292条（法人住民税）、地方税法第72条の12（事業税） 〕		
ページ		11—1	

減収 見込額	[初年度] ▲91 ( — ) [平年度] ▲91 ( — ) [改正増減収額] — (単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的          沖縄における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進を図るため、将来必要となる公共用地の確保を推進するとともに、将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>①期間の延長</p> <p>駐留軍用地跡地の計画的な開発整備を進める上では、将来必要となる公共用地を早期にできるだけ多く取得するとともに、当該先行取得を通じて土地利用計画に関しより多くの土地所有者の合意形成を進めていくことが極めて重要であり、そのためには、譲渡所得特別控除の対象となる期間を長く確保する必要がある。</p> <p>また、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合において、所要の用地を的確かつ柔軟に確保するためにも、譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長が必要である。</p> <p>さらに、キャンプ瑞慶覧・西普天間住宅地区のように返還合意から返還までの期間が短い場合には、譲渡所得特別控除の対象となる期間が極めて限定されることになるが、譲渡所得特別控除の対象となる期間を延長することによって、多くの公共用地を確保することが可能になる。</p> <p>なお、延長の期限については、跡地利用の実情に照らせば、「返還」後、不発弾調査等の支障除去措置が行われ当該土地が土地所有者に「引渡し」されるまでは、具体的な土地利用が困難であることにかんがみ、「引渡し」までとする。「引渡し」後は、具体的な事業を実施することが可能になることから、当該事業の中で必要な土地の取得等を行うことになる。）</p> <p>②面積要件の緩和</p> <p>駐留軍用地跡地の計画的な開発整備を進める上では、将来必要となる公共用地を早期にできるだけ多く取得するとともに、当該先行取得を通じて土地利用計画に関しより多くの土地所有者の合意形成を進めていくことが極めて重要であり、そのためには、100㎡未満の小規模地も先行取得の対象とする必要がある。</p> <p>すなわち、駐留軍用地内の土地の買取りに係る譲渡所得特別控除の対象範囲に関して、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境を整えることによって、公共用地の確保と土地所有者の合意形成を円滑に進めることが可能となる。</p>
本要望に対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>政策：12. 沖縄政策の推進</p> <p>施策：①沖縄の自主性・自立性の確保に係る施策の推進</p> <p>根拠法：沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法</p>
	政策の達成目標	沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進すること
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	平成34年3月31日
	同上の期間中の達成目標	沖縄県における駐留軍用地及びその跡地において、将来必要となる公共用地の確保を推進すること及び将来の跡地利用に関する土地所有者の合意形成を促進すること
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	沖縄県における駐留軍用地及びその跡地の所有者
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>譲渡所得特別控除の対象となる期間を「返還」から「引渡し」まで延長することにより、将来必要となる公共用地の確保と土地利用計画に関する土地所有者の合意形成が進むほか、土地利用計画の見直し等により公共公益施設の整備方針が変更された場合に、必要用地を的確かつ柔軟に確保することができる。</p> <p>また、100㎡未満の小規模地も先行取得の対象とすることで、小規模地を含む多くの所有者にとって等しい環境が整い、公共用地の確保と土地所有者の合意形成を円滑に進めることが可能となる。</p> <p>以上より、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進が図られる。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	譲渡所得特別控除の対象となる期間の延長について、延長の期限は具体的な土地利用が困難である引渡し時までとしており、必要最小限度のものとなっている。また、土地の面積要件の緩和については、先行取得制度の適用に関して、小規模地を含む多くの土地所有者にとって等しい環境を整える上で必要なものである。
	ページ	11—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 25 年度：約 38 百万円（推計）</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 25 年 6 月より、沖縄県と宜野湾市が跡地法に基づく駐留軍用地の先行取得を開始し、平成 25 年度中に約 4.5ha の用地を取得した。</p> <p>【取得面積（平成 25 年度）】</p> <p>○普天間飛行場：45,003.52 m<sup>2</sup>（約 4.5ha）</p> <p>〔 買取主体別取得面積：沖縄県 31,513.14 m<sup>2</sup> 宜野湾市 13,490.38 m<sup>2</sup> 〕</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>返還が見込まれる駐留軍用地における公共用地の確保</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成 25 年度において、約 4.5ha の用地を取得した。これは、同年度に沖縄県及び宜野湾市が策定した特定事業の見通しによる必要用地（約 25ha）の 18%にあたる。</p> <p>【参考】</p> <p>○特定事業の見通し（普天間飛行場、平成 25 年度時点）：251,500 m<sup>2</sup>（約 25ha）</p> <p>〔 ・沖縄県 … 道路 171,500 m<sup>2</sup> 宜野湾市 … 学校 80,000 m<sup>2</sup> 〕</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 24 年度税制改正において、沖縄の駐留軍用地における公共用地先行取得に係る特例措置として、譲渡所得控除（5,000 万円）を新設。</p>
<p>ページ</p>	<p>11—4</p>